

いじめ・不登校対策計画

田村市立要田小学校

基本理念（対応のキーワード） 生命尊重・信頼確保・同一步調

いじめ防止についての基本理念

- (1) いじめはどの児童にも起こりうるものであることを踏まえて、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり決してしてはならないものであることを全ての児童が認識し、いじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようその情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめに関する事案への対処においては、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下に行う。

日常の安全管理

(1) 実効性ある指導体制の確立

○密接な情報交換

校長のリーダーシップの下に、それぞれの教職員の役割分担や責任の明確化を図り、密接な情報交換により共通認識を図りつつ、全教職員が一致協力して指導に取り組む体制を確立する。

○生徒指導委員会の定期開催

学級の諸問題を学級担任が一人で抱え込むことがないように、職員会議後に生徒指導委員会を定期的に開催し、全教職員で情報を共有し、対応できる体制を整える。

○「いじめ・不登校」に関する事例研究、カウンセリング研修の実施

いじめ・不登校の問題について教職員の共通理解と指導力向上を図るため、事例研究やカウンセリング研修などの実践的な内容をもった校内研修を実施する。

○日常的な教育相談

担任はもとより、養護教諭や担任以外の教職員にもいつでも相談できる体制をつくる。

(2) 積極的な生徒指導の推進

○「いじめ」を決して許さない学校・学級経営の共通理解

- ・「いじめをしない」「させない」「許さない」という毅然とした態度で指導にあたる。
- ・個々の教師がいじめの問題の重要性を正しく認識し、危機意識をもって取り組む。

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等が特定の児童等を心理的又は物理的に攻撃する行為（作為であるか不作為であるかを問わないものとし、インターネットの利用その他直接対面しない方法により行われるものを含む。）であって、当該児童等に心身の苦痛又は財産上の損失を与えるものと認められるものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

- いじめ・不登校の未然防止や解決のために、学級活動などで話し合う機会をつくり、児童に自分たちの問題として解決に取り組ませる。
- 授業を始め教育活動全体を通して一人一人のよさと個性の伸長を図り、自己存在感を味あわせる。
- いじめ・不登校の未然防止や早期発見・早期解決のため、具体的な取り組みを工夫する。
 - ・児童との触れあい会話などの時間を十分に確保し、信頼関係を築く。
 - ・児童の生活実態のきめ細かい把握に努める。
 - ・教育相談を効果的に実施する。
 - ・スクールカウンセラーや養護教諭など学校内の専門家と連携し、教師間の情報を密にする。
 - ・定期的なアンケート実施により、児童理解といじめの早期発見に努める。

(3) 家庭や関係機関との連携

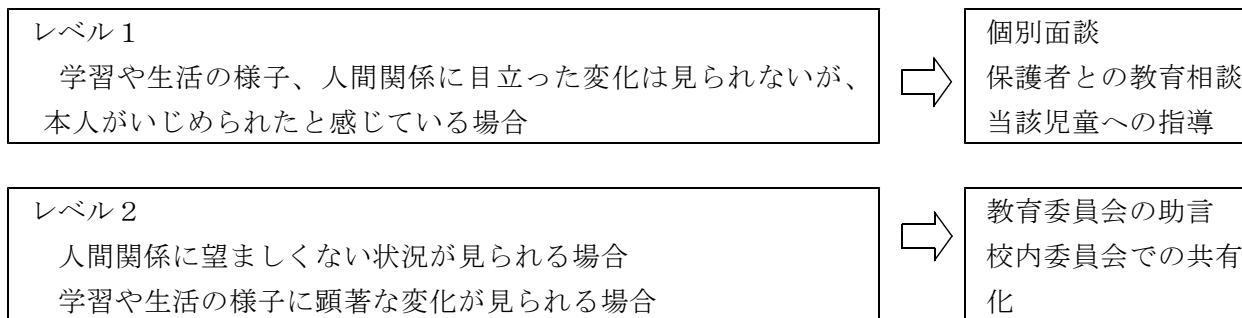
- 学校・学年だよりにより家庭からの積極的な情報提供を依頼し、「いじめ・不登校」の早期発見・対応に努める。
- 学級懇談会や家庭訪問、保護者との教育相談の機会に学校におけるいじめの対応方針を日頃より積極的に伝え、保護者等の理解や協力を求める。
- 三春中学校・船引中学校や田村市・三春町の民生児童委員、田村警察署、田村市市民課、三春町住民課との情報交換の実施

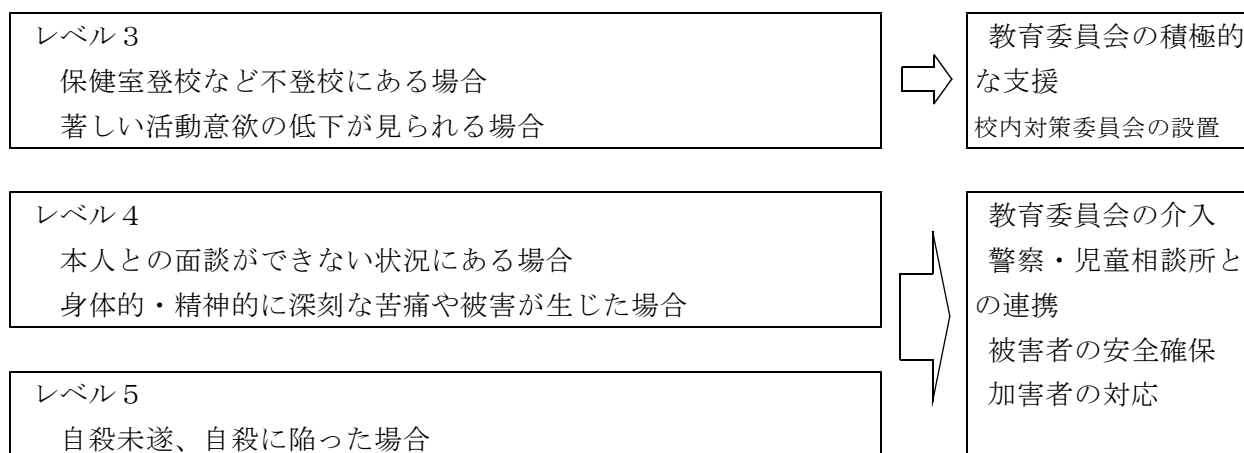
問題発生時の対応

(1) 事実の確認および情報収集

- いじめについての訴え・相談、明確な事由のない欠席2日以上が発生した場合、生徒指導委員会を中心となって、本人や関係者から事実を確認する。（原則として複数の教職員で行う）
- いじめを受けている児童の心理的圧迫感をしっかりと受け止めるとともに、当事者だけでなく、その友人関係等からの情報収集等を通じた事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。

〈いじめの分析と対応〉





(2) 緊急職員会議の開催

- 問題の概要と子どもの状況・保護者の意向を知らせ、今後の対応方針について全教職員で共通理解を図る。
- 担任だけの負担にならないように生徒指導主事を中心に、役割分担を明確にする。

(3) 市教育委員会への報告

- 事故の概要について市教育委員会へ第一報を入れ、指示を受ける。詳細が分かり次第、逐次報告をし、指示を受ける。

(4) 子どもと保護者への対応

- 子どもと保護者の思いを受け止め、今後の対応策について具体的に説明し、理解と協力を求める。
- 子どもと保護者に対する親身な教育相談を一層充実させるために、スクールカウンセラー等の活用や養護教諭との連携を積極的に図る。
- 教育相談がしやすい環境を継続的に整えていく。
- 学校や家庭での生活の様子について緊密に情報を交換し、小さな不安に対しても速やかに対処し、解決策について話し合う。

(5) 関係する子どもと保護者への対応

- 事実関係を正確に伝え、今後の指導について理解と協力を求める。
- 実際にいじめが生じた際には、個人情報取り扱い留意し、正確な情報提供を行う。事実を隠蔽するような対応は許されない。

(6) 全校集会等の実施

- 必要に応じて全校集会を開き、講話や役割演技などを通して、「一人一人、みんなが楽しい学校が、すばらしい学校」の意識の高揚を図る。（「いじめ」を許さない学校づくりをする。）
- 道徳や学級活動等で関連する道徳的価値を取り上げ、学年の発達段階に応じて、自他の尊重・思いやりの雰囲気を培う。

具体的方策の評価と改善 ⇒ 解決を果たすまで粘り強く継続指導

年間計画（教育相談等も含む）

月	生徒指導協議会等の計画	実態調査の実施計画	教育相談等の計画	校内研修の計画 いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	生徒指導全体協議会		定期的な教育相談 学級懇談会		
5月	生徒指導全体協議会 実態調査の報告会	生活に関するアンケート 第1回 Q-U調査	家庭訪問	いじめ・不登校対策 研修会の伝達	
6月	生徒指導全体協議会				
7月	夏休み前全校集会		学級懇談会	Q-U調査結果分析 や対策案の検討	
8月	生徒指導全体協議会				
9月	生徒指導全体協議会			いじめ・不登校対策 研修会の伝達	
10月	生徒指導全体協議会	第2回 Q-U調査		Q-U調査結果分析 や対策案の検討	
11月	生徒指導全体協議会 実態調査の報告会	生活に関するアンケート	保護者との 教育相談		
12月	冬休み前全校集会		保護者との 教育相談	Q-U調査結果分析 や対策案の検討	
1月	生徒指導全体協議会				
2月	生徒指導全体協議会				いじめ防止の取組 の評価(学校評価)
3月	生徒指導全体協議会 実態調査の報告会	生活に関するアンケート	学級懇談会	次年度への引継	次年度の 改善案の検討

評価と改善

- ① 学校評価の時期に合わせ、いじめ防止の取組についての評価を行う。評価方法は、児童、保護者によるアンケートとする。
- ② 評価の結果を踏まえ、年度末に次年度の改善案を検討するものとする。